

- (3) 貸与の期間  
奨学生の在学する学校の正規の修業期間
- (4) 奨学資金の返還  
卒業の月の6か月後から全額を月賦で15年以内に返還する。ただし月賦の額は500円以上とする。また貸与期間の満了、退学、奨学資金の辞退、奨学資金制度の廃止の場合の返還も同じとする。
- (5) 募集の時期  
年1回4月中旬から5月上旬頃。各高等学校、主要大学を通じて行なう。

奨学資金貸付状況

年度	区分	継続貸	新規貸与			合計
			応募者	募集数	採用者数	
39	高等学校 計	200	259	120	320	
		49	37	20	69	
		249	296	140	389	
40	高等学校 計	226	273			
		60	32			
		286	305			

## 2 福島県学生寮

- (1) 所在地 東京都渋谷区幡ヶ谷3丁目72番地  
電話 (376) 7607
- (2) 施設 鉄筋コンクリート3階建  
建坪99.54坪 延坪254.228坪
- (3) 収容人員 56名
- (4) 昭和39年度卒業生 12名
- (5) 昭和40年度入寮状況  
募集定員 12名  
応募者数 65名  
入寮者 12名  
明大1 中央大1 東大3 早大2 慶大2  
日本歯科大1 日大1
- (6) 運営費補助金の交付  
学生寮における入寮生の補導管理、就職斡旋、入寮生募集および選考等の事業の円滑な運営に資するため、県は39年度において90万円の補助金を交付した。

## 3 日本育英会奨学制度

本会は政府からの借入金を主体として、これに返還金、育英寄附金等を加えて運営している国家的育英機関である。各県教育委員会内に支部があり、県内の日本育英会奨学生の採用、貸与、返還、補導等の各事務を行なっている。

### (1) 奨学生

奨学生は高等学校、工業高等専門学校、大学、大学院および国立工業教員養成所に在学する生徒学生および医

学実習生で在学校の校長、学長から推せんされた者の内から採用する、支部で取扱う奨学生の採用は下記のとおりである。

### (2) 奨学生の採用

表のうち各県支部が取扱うものは高等学校、高等専門学校的一般および特別貸与奨学生と大学特別貸与奨学生である。

#### ① 高等学校一般貸与奨学生

高等学校に在学する生徒で、学業、人物ともに優れながら、経済的理由によって修学困難と認められる者で学校長から推せんされる者について支部選考委員会を経て採用される。

貸与月額 1,500円 募集は年2回(4月と10月)

#### ② 高等学校、高等専門学校一般貸与(予約)奨学生

中学校第3学年に在学する生徒で、学業、人物ともに優秀で進学希望を有するか、経済的理由により進学を断念する事のないよう、予め奨学生の予約採用を中学在学中に行ない、高等学校進学後ただちに本採用となる 貸与月額1500円

中学校の推せんにより、支部選考委員会を経て予約採用される。募集時期は年1回で10月ごろ。

#### ③ 高等学校、高等専門学校特別貸与(予約)奨学生

中学3年に在学する生徒を対象とする、貸与月額は3000円～6000円でそのうち一般貸与奨学金(月額1500円)相当を一定期間内にて返還すれば残額は返還免除となる特典がある採用は②と同じであるが、全国一律の採用試験がある、募集は年1回で5～6月ごろ。

#### ④ 大学特別貸与(予約)奨学生

対象は高等学校最高学年に在学又は卒業後1～3年以内に大学進学を希望する生徒である。

貸与月額は自宅通学者は5000円その他は8000円で返還免除の特典は大学一般貸与奨学生の貸与月額(2500円)相当を返還すればよい。

高等学校特別貸与(予約)奨学生と同じく採用試験が行なわれる。募集は年1回5月ごろ。

#### ⑤ 教育特別貸与(予約)奨学生

義務教員の質的向上に資するため、教員としての資質優秀な学生を国立大学教員養成学部へ誘致することを目的とする制度、対象は前記④同様であるが④との併願は認められない。

貸与月額は自宅通学者が5000円他は8000円であるが採用のための採用試験は行わない。募集は年1回5月ごろ

### (3)奨学金の返還

奨学金の返還は、卒業の6か月後から20年以内に年賦、半年賦の方法で行なうが、病気、経済的事由によっては、申請することによって返還猶予もできる。その他